

令和 2 年度東久留米市新型コロナウイルス感染症対応 障害福祉サービス事業従事者応援金について（個人申請）

1. 応援金の概要

①事業の目的

東久留米市内の障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員が、感染すると重症化するリスクが高い利用者との接触を伴うこと、継続して提供することが必要な業務であること及び障害福祉サービス施設・事業所等での集団感染の発生状況を踏まえ相当程度心身に負担がかかる中、強い使命感を持って、業務に従事していることに対し、応援金を支給するものです。

★申請の流れ



②支給対象者

令和 2 年 1 月 2 4 日から令和 2 年 6 月 3 0 日までの間に、東久留米市内の障害福祉サービス施設・事業所等に勤務し、令和 2 年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）交付要綱（令和 2 年 7 月 1 7 日 2 福保障地第 5 7 4 号）第 5 条第 2 号に規定する慰労金の給付の決定を受けた者。なお、退職等の理由により、応援金の請求及び受領に関する権限を、勤務していた障害福祉サービス施設・事業所等に委任することが困難である場合に、直接市に申請を行うことができます。

③支給額 1 万円

2. 交付申請

提出期限：令和 3 年 2 月 1 日（月）

提出書類：個人用交付申請書兼請求書（様式第 3 号）、関係書類

※令和 2 年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）交付要綱（令和 2 年 7 月 1 7 日 2 福保障地第 5 7 4 号）第 5 条第 2 号に規定する慰労金の給付の決定を受けたことが確認できる書類（給付決定通知の写しなど）を添付してください。

※「個人用交付申請書兼請求書」の「②対象期間内に勤務していた障害福祉施設・事業所等の名称等」は、令和 2 年度東京都新型コロナウイルス感染症緊急包括支援事業（障害分）における障害福祉サービス施設・事業所等に勤務する職員に対する慰労金支給要綱（個人申請分）別記第 1 号様式「新型コロナウイルス感染症対応従事者慰労金（障害分）個人用申請書」に記載した内容を記載してください。

3. 応援金の給付

交付申請後は、市で審査を行い、申請内容に不備等がない場合は、交付決定通知書（様式第 4 号）により通知します。応援金は、申請月の翌月末日迄に指定された口座に入金します。

4. 書類提出・お問い合わせ

新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、書類提出は「郵送」でお願いします。また、申請開始後から多数のお問い合わせが予想されますので、本応援金に関するお問い合わせは原則としてメール又はFAXによりお願いいたします。市からの回答はメール、FAX又は電話にて行います。

【書類提出先・お問い合わせ先】

〒203-8555

東京都東久留米市本町三丁目3番1号

東久留米市 福祉保健部 障害福祉課 管理係

電話：042-470-7747

FAX：042-475-8181

メール：shogaifukushi@city.higashikurume.lg.jp

※お問い合わせの際は、件名に「【東久留米市障害応援金】」と入れてください。

5. 留意事項

- ・交付を受けた事業者は、応援金に係る関係書類を整備し、これを当該事業の属する会計年度終了後5年間保管してください。
- ・応援金の交付決定を取り消された場合や、応援金の確定額を上回る応援金が交付されているときは、当該応援金を市に返還していただきます。